

# 小規模企業共済資産運用の基本方針

平成 16 年 11 月 5 日  
04.11.05 中機共済第 12 号

改正 04.12.28 中機共済第 7 号  
改正 05.03.16 中機共済第 1 号  
改正 05.06.28 中機共済第 2 号  
改正 07.09.07 中機共済第 1 号  
改正 08.10.08 中機共済第 1 号  
改正 09.03.06 中機共済第 6 号  
改正 09.08.19 中機共済第 2 号  
改正 17.01.20 中機共済第 2 号  
改正 19.11.12 中機共済第 4 号  
改正 19.12.20 中機共済第 2 号  
改正 20.09.18 中機共済第 1 号  
改正 22.03.23 中機共済第 4 号

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号。以下「機構法」という。）第 18 条第 1 項第 4 号に規定する業務に係る勘定に属する業務上の余裕金（以下「小規模企業共済資産」という。）の運用に当たり、小規模企業共済法（昭和 40 年法律第 102 号）第 25 条及び小規模企業共済法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 50 号）第 24 条の規定に基づき、以下のとおり運用の基本方針を定める。

## 第 1 基本的考え方

### 1 基本原則

小規模企業共済資産の運用に当たっては、小規模企業共済契約者（共済金の分割支給を受けている共済契約者を含む。以下「共済契約者」という。）に対する共済金等の支払を、将来にわたり確実にすることができるよう安全かつ効率的に行うとともに、関係法令及び機構規程等を遵守することを基本とする。

### 2 運用の目的

小規模企業共済資産の運用は、小規模企業共済制度を安定的に運用していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

### 3 運用の目標

上記 1 及び 2 に基づき、小規模企業共済法第 9 条等に定める共済金等の額を前提として、中長期的に小規模企業共済制度の健全性の向上に必要な収益を確保することを目標とする。

## 4 資産構成

### (1) 投資対象資産

小規模企業共済資産の運用における投資対象資産は、次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が

保証する債券をいう。) その他経済産業大臣の指定する有価証券

- ② 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託
- ④ ①で取得した有価証券の信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への信託
- ⑤ 共済契約者を被保険者とする生命保険資産
- ⑥ 融資経理貸付金

(2) 基本ポートフォリオの策定

小規模企業共済資産の運用の目的を達成するため、投資対象資産の期待収益率の予測に加え、標準偏差と相関係数を考慮した上で、将来にわたる最適な組合せである基本ポートフォリオを下表のとおり策定する。リバランスに関するガイドラインを別途定めて、この基本ポートフォリオに基づく資産配分を維持するよう努めることとする。

なお、この基本ポートフォリオは、小規模企業共済資産の特性にかんがみ、中長期的観点から策定するものであり、毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

基本ポートフォリオ

(令和4年5月改定)

(単位:%)

	自家運用 (簿価)	委託運用(時価)				
		国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	為替ヘッジ付き 外国債券
資産配分	76.6	3.3	9.9	5.1	0.8	4.3
委託内資産配分	—	13.9	42.2	22.0	3.4	18.5
許容乖離幅	±1.5	±4.8	±2.3	±5.4	±0.4	±1.0

期待収益率 1.27%                      標準偏差 1.43%

※自家運用の内訳は、国内債券(簿価)、短期資産、融資経理貸付金、生命保険資産。

※委託資産の許容乖離幅は、委託運用を100とした場合の各資産の配分比率からの乖離幅。

5 運用の形態

小規模企業共済資産の運用形態は、次のとおりとする。

- ① 自家運用：
  - 国内債券（簿価）、短期資産、融資経理貸付金
  - 生命保険資産による運用
  - 有価証券信託による運用：自家運用で取得した国内債券（簿価）の信託
- ② 委託運用：
  - 国内株式、国内債券（時価）、外国株式、外国債券、
  - 為替ヘッジ付き外国債券、短期資産

6 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、小規模企業共済資産の運用に関する情報については、共済契約者が的確に把握できるよう、積極的に公開する。

第2 自家運用(国内債券(簿価)、短期資産、融資経理貸付金)

1 位置付けと役割

機構は、小規模企業共済資産の運用の効率化に資するため、当該資産の一部について自ら管理運用業務を行う。この管理運用業務の実施に当たっては、自家運用資産自身の

効率的運用に努めるほか、自家運用資産がキャッシュフロー等への対応、基本ポートフォリオの維持等の役割をも担っていることに留意する。

## 2 投資対象資産

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。ただし、中小企業基盤整備債券を除く。）
- ④ 特別の法律により法人の発行する債券（政府保証債及び中小企業基盤整備債券を除く。）
- ⑤ 社債
- ⑥ 金融債（株式会社商工組合中央金庫及びその他の金融機関の発行する債券）
- ⑦ 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- ⑧ 融資経理貸付金

## 3 基本的な運用方針及びリスク管理

小規模企業共済資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、投資対象資産についても長期的な観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な資産に分散投資する。

上記2①～⑥については、円建ての金融商品とし、信用状況、スプレッド、償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散を図り、原則として償還期日まで保有することとする。

国債、地方債、政府保証債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。なお、社債については、同一の発行体が発行した債券への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限のめどとする。

上記の債券で、取得後に格付機関による格付けがいずれもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要に応じて適切な手段を講ずる。

## 第3 生命保険資産による運用

生命保険資産の運用は、新企業年金保険の保険料の払込みによる一般勘定での運用委託とする。

### 1 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、当該生命保険会社の①保険金支払能力（信用ある格付機関の格付けを含む。）、②利回り等の商品性、③一般勘定で保有する資産の内容等を評価の上行う。

### 2 生命保険会社の評価、見直し

生命保険会社の評価は、運用状況、財務状況等を把握し、その結果に基づいて1に準じた項目で評価し、必要がある場合、生命保険会社に対する資産配分シェア変更又は契約の解除を行うものとする。なお、小規模企業共済資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合は、生命保険会社の評価の優劣にかかわらず、各生命保険会社への資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うものとする。

### 3 生命保険会社の経営内容、資産管理及び運用状況に係る報告

#### (1) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容に関する報告書、小規模企業共済資産の管理及び運用に関する報告書を、機構に対し少なくとも半期ごとに提出するものとする。

この他に、機構から要請があった場合には、生命保険会社はその指示に基づいて報告を行うものとする。

#### (2) ミーティング

機構と生命保険会社は、原則として半期ごとに、小規模企業共済資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。その他、機構と生命保険会社は必要に応じ情報交換や協議を行うものとする。

#### (3) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに機構に対し報告を行い、指示に従うこととする。

## 第4 有価証券信託による運用

自家運用で取得した国内債券（簿価）を信託することができるものとする。

### 1 受託機関の選定

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①組織及び体制、②人材、③運用方針、④リスク管理体制、⑤事務能力、⑥運用内容のディスクロージャー、⑦信用ある格付機関による格付け、⑧システム対応状況等を評価の上行う。

### 2 受託機関の評価、見直し

受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行うものとする。

#### (1) 定量評価

運用利回り及び稼働率について評価する。

#### (2) 定性評価

定性評価の項目は、1に掲げる項目とする。

#### (3) 評価結果

上記による評価結果に基づき、必要がある場合、受託機関のシェア変更又は委託契約の解除を行うものとする。

### 3 受託機関の責務

受託機関は、次の事項を遵守するものとする。

#### (1) 受託者責任

小規模企業共済資産の運用及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、専ら委託者たる機構の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

#### (2) 法令遵守体制の整備

法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等に努めるものとする。

#### (3) 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記により報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、小規模企業共済資産の管理及び運用に関する情報を機構に対して提供するものとする。

ア 報告書

残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況に係る小規模企業共済資産の管理に関する報告書を、機構に対し少なくとも半期ごとに提出するものとする。

この他に、機構から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

#### イ ミーティング

機構と受託機関は、原則として半期ごとに、小規模企業共済資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。その他、機構と受託機関は必要に応じ情報交換や協議を行うものとする。

#### ウ その他の報告

受託機関は法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに機構に対し報告を行い、指示に従うものとする。

### 4 資産運用上の遵守事項

受託機関は、次の事項を遵守するものとする。

#### (1) 債券運用形態

担保付貸付又は条件付債券売買に限る。

#### (2) 債券及び担保金の取引期間

貸付、売り現先及び買い現先の各期間は、実行日から終了日までが原則3ヶ月（応当日）以内に限る。

## 第5 委託運用

信託業務を営む金融機関又は信託会社（以下「信託銀行等」という。）との指定包括信託及び特定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行うものとする。なお、特定包括信託による運用は、機構と投資顧問会社との投資一任契約により行うものとする。

また、機構から小規模企業共済資産の運用を委託された信託銀行等、投資顧問会社及びこれに伴ってその資産の管理を委託された信託銀行等を「受託機関」といい、区別のある場合、運用を委託された受託機関を「資産運用受託機関」、管理を委託された受託機関を「資産管理受託機関」という。

### 1 受託機関の選定

#### (1) 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①組織及び体制、②人材、③運用方針及び運用スタイル・手法、④リスク管理体制、⑤事務能力、⑥運用内容のディスクロージャー、⑦運用実績等を評価の上行う。

なお、資産運用受託機関が資産管理受託機関と一体となっている場合は、上記のほか、下記の資産管理受託機関としての選定基準を評価の上行う。

#### (2) 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①組織及び体制、②信用のある格付機関による格付け、③システム対応状況、④事務能力等を評価の上行う。

### 2 受託機関の評価、見直し

#### (1) 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行うもの

とする。

ア 定量評価

各資産運用受託機関のファンドごとの収益率を、個々のファンドの運用スタイル・手法に応じてあらかじめ機構が定めたベンチマーク収益率と比較することにより評価する。

イ 定性評価

定性評価の項目は、1 (1) ①～⑥に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

(2) 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、1 (2) に掲げる項目とする。

(3) シェア変更等

上記による評価結果に基づき、必要がある場合、各受託機関への資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うものとする。なお、小規模企業共済資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、各受託機関への資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うものとする。

### 3 受託機関の責務

(1) 受託者責任

受託機関は、小規模企業共済資産の運用及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、専ら委託者たる機構の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

(2) 法令遵守体制の整備

受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等に努めるものとする。

(3) 基本方針及び運用ガイドライン

機構は受託機関に対して、本基本方針及び投資対象資産、リスク管理に関する事項等を定めた運用ガイドラインを文書で示し、受託機関はこれを遵守するものとする。

(4) 運用スタイル・手法の明確化

資産運用受託機関は、運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を機構に対して明示し、これを変更する場合は、その旨を機構に文書で通知し、協議を行うものとする。

(5) 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記により報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、小規模企業共済資産の管理及び運用に関する情報を機構に対して提供するものとする。

ア 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る小規模企業共済資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る小規模企業共済資産の運用に関する報告書を、機構に対し毎月提出するものとする。

この他に機構から要請があった場合には、受託機関はその指示に基づいて報告を行うものとする。

イ ミーティング

機構と資産運用受託機関は、定期的に小規模企業共済資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し並びにそれに基づく運用方針、運用計画等の重要事項について協議を行うものとする。その他、機構と資産運用受託機関は必要に応じ情報交換や協議を行う。

#### ウ その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに機構に対し報告を行い、その指示に従うものとする。

## 4 資産運用上の遵守事項

資産運用受託機関は、次の事項を遵守するものとする。

### (1) 単独運用の原則

原則として、他の委託者の資産と合同で運用を行わず単独の運用とし、合同で運用を行う際には、事前に機構と協議を行うものとする。

### (2) フルインベストメントの原則

運用ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。

### (3) 最良執行

最良執行による取引コストの軽減化を行い、全体の収益率の向上に努めるものとする。

### (4) ベンチマーク

ベンチマークとして使用する指標は、運用スタイル・手法から見て合理的と考えられる指標を機構が定め、運用ガイドラインに明記するものとする。

### (5) 株主議決権の行使

小規模企業共済資産の価値を維持し、より高い運用収益を確保するために、適正に株主議決権を行使するものとする。また、機構は、受託機関に対し株主議決権の行使状況の報告を求めることができるものとする。

### (6) 日本版スチュワードシップ・コードに関する取組み

「日本版スチュワードシップ・コード」を受入れ、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図るものとする。なお、機構は、資産運用受託機関に対しスチュワードシップ活動の実施状況について報告を求めることができるものとする。

## 5 ベンチマーク

ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標等を用いることとする。

### ①国内株式

TOPIX（配当込み）

### ②国内債券

NOMURA-BPI 総合

### ③外国株式

MSCI-ACWI ex Japan（円換算・配当込み・GROSS）

### ④外国債券

FTSE世界国債インデックス（除く日本、除く中国、円換算）

### ⑤為替ヘッジ付き外国債券

## 第6 運用管理体制

### 1 運用体制の整備・充実

運用業務は、共済事業推進部共済資金グループにおいてこれを行う。同グループは、自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行するものとする。更に、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化に努めるものとする。

### 2 役員会

小規模企業共済資産運用の基本的考え方、運用計画及び資産の配分等の重要事項については、役員会において審議するものとする。

### 3 資産運用委員会の設置

小規模企業共済資産の運用の効率化を図るため、外部の専門家で構成する資産運用委員会を設置する。同委員会において運用の基本方針及び基本ポートフォリオの見直し等、重要事項について助言を受けるとともに、基本方針等に沿った資産運用が行われているかについての評価を受け、評価結果をその後の小規模企業共済資産の運用に反映させるものとする。

## 第7 基本方針の変更

本基本方針は、運用環境等の変化に応じ必要と認められる場合、資産運用委員会の審議を経て役員会に付議し変更するものとする。

#### 附 則（04.11.05 中機共資第 12 号）

この基本方針は、平成 16 年 11 月 5 日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

#### 附 則（04.12.28 中機共資第 7 号）

この基本方針は、平成 16 年 12 月 28 日から施行する。

#### 附 則（05.03.16 中機共資第 1 号）

この基本方針は、平成 17 年 3 月 16 日から施行する。

#### 附 則（05.06.28 中機共資第 2 号）

この基本方針は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。

#### 附 則（07.09.07 中機共資第 1 号）

この基本方針は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

#### 附 則（08.10.08 中機共資第 1 号）

この基本方針は、平成 20 年 10 月 8 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

#### 附 則（09.03.06 中機共資第 6 号）

この基本方針は、平成 21 年 3 月 6 日から施行し、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (09.08.19 中機共資第 2 号)  
この基本方針は、平成 21 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 (17.01.20 中機共資第 2 号)  
この基本方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (19.11.12 中機共資第 4 号)  
この基本方針は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附 則 (19.12.20 中機共資第 2 号)  
この基本方針は、令和元年 12 月 24 日から施行する。

附 則 (20.09.18 中機共資第 1 号)  
この基本方針は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附 則 (22.03.23 中機共資第 4 号)  
この基本方針は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。